

# 旭川市立北星中学校 部活動に係る活動方針

## 1 本活動方針の策定について

本校は学校教育目標等を踏まえ、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、北海道・北海道教育委員会が策定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」、旭川市教育委員会が策定した「旭川市立中学校に係る運動部活動の方針」に基づいて、「旭川市立北星中学校の部活動に係る活動方針」を策定した。

## 2 部活動の意義・目的・実施上の留意点など

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験ができるようにするものである。

部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した活動時間や休養日を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な経験・体験を充実させるなど、バランスのとれた生活や心身の成長に配慮していく。

また、指導する教師が心身ともに健康で、いきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の質を高められる環境を構築するために、教師の部活動指導における負担が過度にならないように配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとしていく。

## 3 適切な運営のための体制整備

### (1)設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

#### 【運動部】

サッカー部          ソフトテニス部          男子卓球部

女子バレーボール部          男子バスケットボール部          女子バスケットボール部

#### 【文化部】

美術部          パソコン部          吹奏楽部

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

生徒や教師の数、旭川市における部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導や活動内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議等）を適宜設けることとする。

## 4 活動の計画・休養日等の設定

### (1) 活動計画の作成・提出

各部の顧問は、年間の活動計画（活動日・休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

### (2) 休養日の設定について

部活動休養日は年間104日以上とする。

#### ① 学期中の部活動休養日

- ・平日については、1日の休養日を設定する。
- ・土日については、1日以上を休養日とする。

#### ② 長期休業中の部活動休養日

- ・学期中に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

#### ③ 定期試験等への対応

- ・原則として、中間テスト及び期末テストの3日前から終了までの期間は、休養日とする。また、朝練も中止する。
- ・学力テストについては、1日前から終了までの期間は、休養日とする。また、朝練も中止する。

### (3) 活動時間等について

#### ① 1日の活動時間

- ・平日は2時間程度とする。
- ・学校の休業日は（学期中の土日，祝日を含む）は3時間程度とする。

#### ② 夏期の活動時間及び下校時刻

- ・夏期…5月～11月頃まで（自転車通学が可能な期間）
- ・夏期のみ，職員会議等の場合にも，再登校して活動してもよい。（コロナウイルス蔓延対策期間はこの限りではない）
- ・夏期は通常18時30分を下校時刻とする。

#### ③ 冬期の活動時間及び下校時刻

- ・冬期…11月～4月頃まで
- ・冬期は通常18時00分を下校時刻とする。
- ・自転車による通学ができないため，再登校による活動はなしとする。

## 5 合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては，生徒の体調変化，気象条件や気温，湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに，生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む），事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

## 6 指導上の配慮事項

- (1) 生徒の心身の健康管理，事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 生徒の記録や技能の向上，生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう，生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- (3) 生徒がバーンアウトすることなく，記録や技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し，休養を適切に取りつつ，短時間でも効果が得られる指導を行う。
- (4) 気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は，原則として活動を行わない。

\* 部活動に係る相談等の窓口

校内に「部活動に係る相談等の窓口」を次のように設置する。

**【連絡先】**

〒070-0865 旭川市住吉5条1丁目2番1号

TEL 0166-51-5491 FAX 0166-51-5492

E-mail [postmaster@hokusei.jhs.asahikawa-hkd.ed.jp](mailto:postmaster@hokusei.jhs.asahikawa-hkd.ed.jp)

担当：教頭 坂田 幸親